

監査基準報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書720 その他の記載内容に関連する監査人の責任 2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 6 月 8 日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 6 月 16日 改正 2022年 10月 13日 改正 2023年 1 月 12日 改正 2025年 7 月 17日 改正 2026年 3 月 18日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第37号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《2. その他の記載内容の入手》(第12項参照) (省 略) A12. 年次報告書が法令等に従い他の言語に翻訳されている場合（例えば、複数の公用言語が存在する国の場合）、又は複数の年次報告書が異なる法律に基づき作成される場合（例えば、複数の国で<u>公に取引</u>されている場合）、単一又は複数の年次報告書がその他の記載内容を構成するかを検討する必要があることがある。	監査基準報告書720 その他の記載内容に関連する監査人の責任 2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 6 月 8 日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 6 月 16日 改正 2022年 10月 13日 改正 2023年 1 月 12日 改正 2025年 7 月 17日 最終改正 2026年 3 月 18日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第37号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《2. その他の記載内容の入手》(第12項参照) (省 略) A12. 年次報告書が法令等に従い他の言語に翻訳されている場合（例えば、複数の公用言語が存在する国の場合）、又は複数の年次報告書が異なる法律に基づき作成される場合（例えば、複数の国に<u>上場</u>している場合）、単一又は複数の年次報告書がその他の記載内容を構成するかを検討する必要があることがある。

改正案	現 行
我が国においては、例えば、以下の場合に作成される報告書は、それぞれ年次報告書として完結しているため、他方のその他の記載内容を構成しないものとする。 (1) 会社法及び金融商品取引法に基づく監査を実施している場合 ・ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書 ・ 有価証券報告書 (2) 有価証券報告書を基に他の言語に翻訳されたアニュアルレポートの監査を実施している場合 ・ 有価証券報告書 ・ アニュアルレポート (3) 企業が米国SECに登録している場合 ・ 有価証券報告書 ・ SEC規則に基づく年次報告書（Form20-F） (省 略) 《IV 適用》 (省 略) ・ <u>本報告書（ 年 月 日）は、2027年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。</u> (省 略) 《付録2 その他の記載内容に関する監査報告書の文例》（第20項、第21項及びA52項参照） (省 略) 《文例1》監査人が監査報告書日以前に全てのその他の記載内容を入手し、またその他の記載内容に関して重要な誤りを識別していない場合における、無限定適正意見の監査報告書 文例の前提となる状況 ・ 適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」は適用されない。）。 (省 略) 《文例2》監査人が監査報告書日以前にその他の記載内容の一部を入手し、当該その他の記載内容に関して重要な誤りを識別しておらず、また監査報告書日より後にそれ以外のその他の記載内容を入手する予定である場合における、無限定適正意見の監査報告書 文例の前提となる状況 ・ 適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該	我が国においては、例えば、以下の場合に作成される報告書は、それぞれ年次報告書として完結しているため、他方のその他の記載内容を構成しないものとする。 (1) 会社法及び金融商品取引法に基づく監査を実施している場合 ・ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書 ・ 有価証券報告書 (2) 有価証券報告書を基に他の言語に翻訳されたアニュアルレポートの監査を実施している場合 ・ 有価証券報告書 ・ アニュアルレポート (3) 企業が米国SECに登録している場合 ・ 有価証券報告書 ・ SEC規則に基づく年次報告書（Form20-F） (省 略) 《IV 適用》 (省 略) (新 設) (省 略) 《付録2 その他の記載内容に関する監査報告書の文例》（第20項、第21項及びA52項参照） (省 略) 《文例1》監査人が監査報告書日以前に全てのその他の記載内容を入手し、またその他の記載内容に関して重要な誤りを識別していない場合における、無限定適正意見の監査報告書 文例の前提となる状況 ・ <u>上場か非上場かを問わず、</u>適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」は適用されない。）。 (省 略) 《文例2》監査人が監査報告書日以前にその他の記載内容の一部を入手し、当該その他の記載内容に関して重要な誤りを識別しておらず、また監査報告書日より後にそれ以外のその他の記載内容を入手する予定である場合における、無限定適正意見の監査報告書 文例の前提となる状況 ・ <u>上場か非上場かを問わず、</u>適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財

改正案	現 行
監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600は適用されない。）。 （省 略） 《文例３》 監査人は監査報告書日以前にその他の記載内容を入手していないが、監査報告書日より後にその他の記載内容を入手する予定である場合における、無限定適正意見の監査報告書 文例の前提となる状況 - 適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600は適用されない。）。 （省 略） 《文例４》 監査人が監査報告書日以前に全てのその他の記載内容を入手し、またその他の記載内容に関して重要な誤りが存在すると結論付けた場合における、無限定適正意見の監査報告書 文例の前提となる状況 - 適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600は適用されない。）。 （省 略） 《文例５》 監査人が監査報告書日以前に全てのその他の記載内容を入手し、また連結財務諸表の重要な項目に関して監査範囲の制約があり、当該制約がその他の記載内容にも影響する場合における、限定付適正意見の監査報告書 文例の前提となる状況 - 適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の連結財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査である（すなわち、監査基準報告書600が適用される。）。 （省 略） 《文例６》 監査人が監査報告書日以前に全てのその他の記載内容を入手し、また連結財務諸表に対する不適正意見がその他の記載内容にも影響する場合における、企業の不適正意見の監査報告書 文例の前提となる状況 - 適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の連結財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査である（すなわち、監査基準報告書600が適用される。）。 （省 略） 以 上	務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600は適用されない。）。 （省 略） 《文例３》 監査人は監査報告書日以前にその他の記載内容を入手していないが、監査報告書日より後にその他の記載内容を入手する予定である場合における、無限定適正意見の監査報告書 文例の前提となる状況 <u>上場か非上場かを問わず</u>、適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600は適用されない。）。 （省 略） 《文例４》 監査人が監査報告書日以前に全てのその他の記載内容を入手し、またその他の記載内容に関して重要な誤りが存在すると結論付けた場合における、無限定適正意見の監査報告書 文例の前提となる状況 <u>上場か非上場かを問わず</u>、適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600は適用されない。）。 （省 略） 《文例５》 監査人が監査報告書日以前に全てのその他の記載内容を入手し、また連結財務諸表の重要な項目に関して監査範囲の制約があり、当該制約がその他の記載内容にも影響する場合における、限定付適正意見の監査報告書 文例の前提となる状況 <u>上場か非上場かを問わず</u>、適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の連結財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査である（すなわち、監査基準報告書600が適用される。）。 （省 略） 《文例６》 監査人が監査報告書日以前に全てのその他の記載内容を入手し、また連結財務諸表に対する不適正意見がその他の記載内容にも影響する場合における、企業の不適正意見の監査報告書 文例の前提となる状況 <u>上場か非上場かを問わず</u>、適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の連結財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査である（すなわち、監査基準報告書600が適用される。）。 （省 略） 以 上

以 上